

○船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

平成20年6月30日

規則第73号

改正 平成21年3月25日規則第7号

平成23年1月25日規則第6号

平成24年2月2日規則第4号

平成24年9月25日規則第166号

平成25年3月29日規則第28号

平成25年9月3日規則第93号

平成26年9月30日規則第102号

平成27年3月31日規則第35号

平成28年3月31日規則第71号

平成30年9月28日規則第92号

平成30年12月14日規則第112号

平成31年3月29日規則第31号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年船橋市規則第23号）の全部を改正する。

第8条 し尿の収集を受けようとする者は、別に定める方法により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みの内容を変更し、又はし尿の収集を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に申し出なければならない。

（し尿収集手数料の算定基準）

第24条 し尿収集手数料の算定の基礎となる世帯構成員は、月の初日現在において当該世帯に同居する2歳以上の者とする。

（平25規則28・旧第23条繰下）

（手数料の減免）

第28条 市長は、条例第39条第1号、第2号又は第5号に掲げる手数料を納付すべき占有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯であるときは、当該手数料を免除する。

2 市長は、条例第39条第2号に掲げる手数料を納付すべき占有者等の属する世帯の構成員が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該占有者等が納付すべき手数料から当該該当する者に係る手数料相当額を減額することができる。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が重度の知的障害と判定した者又は千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）に規定する療育手帳の交付を受けた者で、同要綱別表障害程度の基準に定める最重度若しくは重度の障害を有するもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級に該当する障害を有するもの

(3) 引き続き6月以上寝たきりの状態にある65歳以上の者

3 前2項に規定する者以外の者が条例第41条の規定により手数料の減免を受けようとするときは、廃棄物処理手数料減免申請書（第11号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、洪水、地震、火災等の災害で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その旨を廃棄物処理手数料減免可否決定通知書（第12号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（平21規則7・一部改正、平25規則28・旧第27条繰下・一部改正、平26規則102・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に行われている改正前の船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第8条第1項に規定する許可申請は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第11条第1項に規定する許可申請とみなす。
- 3 平成20年4月1日から施行日までの間における旧規則第7条の規定により事業系一般廃棄物減量化及び再資源化計画書を作成し、市長に提出しなければならないとされていた者に対する新規則第18条の規定の適用については、同条中「毎年6月末日」とあるのは、「平成20年9月末日」とする。
- 4 この規則の施行の際現に行われている旧規則第20条第3項に規定する減免申請は、施行日において新規則第27条第3項に規定する減免申請とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第29条の規定により環境指導員として任命されている者は、施行日において新規則第29条の規定による環境指導員として任命されたものとみなす。
- 6 平成26年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「世帯」とあるのは、「世帯（同条第2号に掲げる手数料に係る場合にあっては、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号）により、保護又は支援給付を廃止された世帯を含む。）」とする。
（平25規則93・追加）
- 7 平成31年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「世帯」とあるのは、「世帯（条例第39条第2号に掲げる手数料に係る場合にあっては、平成30年厚生労働省告示第317号による生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部改正により、保護又は支援給付を廃止された世帯を含む。）」とする。
（平30規則112・追加）

附 則（平成31年3月29日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第3趣味・スポーツ・レジャー用品の項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則（別表第3趣味・スポーツ・レジャー用品の項の改正規定を除く。）による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の規定は、平成

31年10月1日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。